

(介 63) (FAX 送信 A4・2 枚)

平成 23 年 10 月 4 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三上 裕司

「平成 23 年台風 12 号」に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて
(9 月サービス提供分)

本年 9 月 8 日付 (介 60) 「平成 23 年台風 12 号」に関する介護報酬等の請求等の取扱いについてにて、本年 9 月に発生した台風 12 号の被害によりサービス提供記録等を滅失等した事業所においては、平成 23 年 8 月サービス提供分に係る介護報酬等の請求について概算による請求を行うことが可能となる旨、ご連絡申し上げたところでありますが、今般厚生労働省より、本年 9 月サービス提供分 (10 月提出分) の介護報酬等の請求については、原則として概算による請求を行わないこととする事務連絡が発出されました。

ただし、通常の方法による請求が困難な介護サービス事業所等については、個別に審査支払機関に相談の上、請求方法を決定する取扱いとなっております。

また、請求明細書の提出期限は通常どおり、10 月 10 日 (月) となります。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・「平成 23 年台風 12 号」に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて (9 月サービス提供分)
(平 23. 9. 29 厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課 事務連絡)

以上

事 務 連 絡
平成23年9月29日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

「平成23年台風12号」に関する
介護報酬等の請求等の取扱いについて（9月サービス提供分）

「平成23年台風12号」に関する介護報酬等の請求等の事務については、「平成23年台風12号」に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて」（平成23年9月7日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）により連絡したところであるが、平成23年9月サービス提供分（10月提出分）の介護報酬等の請求については、原則として概算による請求を行わないこととするので、貴管内市町村、サービス事業者等への周知徹底を図るようよろしくお願ひしたい。

なお、通常の方法による請求が困難な介護サービス事業所等については、個別に審査支払機関に相談の上、請求方法を決定する取扱いとする。また、請求明細書の提出期限は、通常どおり、10月10日（月）とする。